

蒲郡駅事件これで有罪か?! シリーズ⑩

コピーした文書は組合資料だ! 証言と行動に矛盾はない!

加藤さんは、裁判で問題となっている1月16日深夜、蒲郡駅で組合関係資料をコピーしたことを証言しています。そして、そのコピー元の文書31枚を証拠として裁判所に提出しました。また、職場に組合資料を持って行くことや、業務以外でコピー機を使用することはよくあることで、それは特別な行為ではなく、助役も含めて他の社員も私用でコピー機を使用しているという事実も証言しました。古田助役も自らの証言の中で、私用で職場のコピー機を使用したことがあると証言しているのです。

ところが裁判所は、このような証言はさておき、何らかの文書をコピーしたことを前提事実としつつ「推認」を積み重ね、加藤さんの「行動は不自然、不可解、信用できない」と断じ、「加藤さんが内部文書を管理者専用書庫から持ち出し、コピーして持ち出した」「コピーしたのは古田文書」と決め付け、検察官が主張していないことまで「事実認定」しているのです。監視カメラの映像には、管理者専用書庫を物色したり、コピーしている姿は写っていません。コピーした文書は組合関係資料であると主張していることに何ら不自然さや矛盾するところはありません。裁判所の判断は、「古田文書をコピーした」と仮定しても矛盾はないと加藤さんを犯人に決めつけているのです。

そもそも何ヶ月も前の行動、証拠のDVD映像を見て思い出しているのであり、いちいち事細かに覚えている人はいません。また、裁判所は加藤さんが職場に組合資料を持ってきたことなどに関して、「複写するためにのみ、わざわざ持ってきた」「レターケースに入れておいたということも自然とは言えない」と断定し、「不自然さ」を浮き彫りにしようとしています。加藤さんにしてみれば、組合資料などを常に持ち歩くことや、職場のレターケースに入れておくことなども、特に変わった行動ではないのです。

コピー資料が「組合資料」では、ストーリーが成り立たないから、「不自然」という曖昧な表現で認定するしかないということなのです。

懲役6ヶ月の不当判決を許さない!
加藤誠二さんの完全無罪を勝ち取ろう!